

キャスト・ベトナム・ニュース

CAST VIETNAM NEWS

2014年8月15日号
([2014] 15)

労働災害、職業病に関する規定（上）

弁護士法人キャスト 弁護士 工藤 拓人
同 コンサルタント Tran Phu Son



1. はじめに

ベトナム社会保険法（LAW 71-2006-QH11。以下「法」といいます。）では、労働災害及び職業病に関する制度が定められています（法第38条～第48条）。今回と次回の2回に分け、労働災害及び職業病の適用条件、権利内容、手当の申請手続きについて説明したいと思います。

2. 適用条件

まず、労働災害及び職業病に基づき手当を受けられる場合は、下記の場合です。

(1) 労働災害

社会保険に加入している労働者は以下の場合において、**5%以上の労働能力喪失率**がある場合に適用されます。その場合、社会保険機関から手当を受けられます。

- ① 勤務場所及び勤務時間内に事故にあった場合
- ② 会社の要求に従い、勤務場所以外で勤務するときに事故にあった場合

③ 通勤中（合理的な時間帯およびルート）に事故に事故にあった場合

(2) 職業病

有害な労働条件を原因として労働者が罹る病気（労働省が職業病リスト【1】を発行）があり、**5%以上の労働能力喪失率がある場合**に適用されます。その場合、社会保険機関から手当を受けられます。

3. 労働者の権利

労働災害・職業病がある労働者は治療を受け、安定的な状態に達した後に、労働能力喪失率度の検査を受け、その結果に基づき、以下のとおり手当を受けられます。

(1) 補償金（1回）の支給

対象：5%～30%の労働能力喪失率（死亡を含む）

- ✓ ①基本金額：
一般最低賃金の5ヶ月分 + (労働能力喪失率 - 5%) × 0.5ヶ月
- ✓ ②社会保険の加入期間による①への追加：
 - 1年未満の場合：基本給の0.5ヶ月
 - 1年以上の場合：加入期間1年につき、基本給の0.3ヶ月
- ✓ ③死亡の場合、通常の死亡に関する社会保険制度【2】とは別に、その家族に一般最低賃金の36か月分が支給される。

(2) 毎月の継続支給

対象：31%以上の労働能力喪失率

- ✓ ①基本金額：一般最低賃金 × (30% + (労働能力喪失率 - 31%) × 2%)
- ✓ ②社会保険の加入期間による①への追加：
 - 1年未満の場合：基本給の0.5%
 - 1年以上の場合：加入期間1年につき、基本給の0.3%
- ✓ ③81%以上の労働能力喪失率、および脊髄損傷や両目失明、両足麻痺・切断、神経障害が伴う場合の追加：
サポート手当 = 一般最低賃金の1ヶ月

(3) その他

- ✓ 毎月、以下の権利が受けられます。
 - 継続的に仕事ができない場合、社会保険機関から健康保険カードが支給
 - 継続的に仕事ができ、社会保険金を継続に払っている場合、定年後、年金も合わせて支給
- ✓ 退院後も、健康状態が思わしくない場合は、5日～10日のリハビリを受けることができます。そのために1日につき、一般最低賃金の25%（家で行う場合）、40%（リハビリセンターで行う場合）の補償金を受けられます。
- ✓ その他、必要に応じて、適切な補装具が支給されます。

¹ Circular 08-1998/TTLT/BYT-BLĐTBXH.

たとえば、塵肺（ケイ肺、石綿症等）、職業中毒（鉛、ベンゼン、水銀、マンガン、砒素等）、放射性物質、X線による職業病、騒音性難聴、皮膚関係の職業病、感染症（肺結核、肝炎等）、等

² 死亡者の家族に支給される埋葬料や死亡手当（1回又は毎月）があります。

4. 申請書類

労働者が労働災害・職業病の手当を申請する場合の書類は下記のとおりです。

(1) 労働災害の場合

- ✓ 社会保険手帳
- ✓ 申請書（フォーム 05A-SHB）
- ✓ 労働災害の調査の議事録
 - ・交通事故の場合は交通事項の調査の議事録も必要
 - ・通勤中での事故の場合は、居住登録証（合理的なルートを確認するため）
- ✓ 退院証明書
- ✓ 労働能力喪失率の認定審査会による審査結果
- ✓ 社会保険金の納付状況（フォーム 04A-HSB 又は 04B-HSB）
- ✓ 保健局長による補償金の支給決定書（フォーム 03A-HSB 又は 03B-HSB）

(2) 職業病の場合

- ✓ 社会保険手帳
- ✓ 申請書（フォーム 05A-SHB）
- ✓ 有害な労働環境の測定の議事録（測定してからの有効期間は 24 ヶ月）
- ✓ 退院証明書
- ✓ 労働能力喪失率の認定審査会による審査結果
- ✓ 社会保険金の納付状況（フォーム 04A-HSB 又は 04B-HSB）
- ✓ 保健局長による補償金の支給決定書（フォーム 03A-HSB 又は 03B-HSB）

次回は、労働災害及び職業病に関する企業の責任を中心に説明します。

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel:+84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958
Mail: info-v@cast-law.com

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。